

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

〔自己評価及び介護・医療連携推進会議における評価 実施の流れ〕

- 【1】自己評価・外部評価 評価表（別紙1）の、自己評価の欄を記入する。
- 【2】介護・医療連携推進会議において、記入した自己評価・外部評価 評価表（別紙1）について説明し、ご意見をいただく。
※介護・医療連携推進会議には、区職員又は地域包括支援センター職員と、知見を有する公正・中立な第三者の参加が必要。
- 【3】介護・医療連携推進会議で得たご意見をもとに、自己評価・外部評価 評価表（別紙1）の外部評価コメントの欄を記入する。
- 【4】完成した自己評価・外部評価 評価表（別紙1）を公表し、板橋区介護保険課の施設整備・事業者指定係に提出する。